

# くらしの情報

- 総務課  
総務グループ ☎0240-27-2111  
企画グループ ☎0240-27-2114

- 町民課  
税務グループ ☎0240-27-4160  
町民保健グループ ☎0240-27-2113  
福祉環境グループ ☎0240-27-2115  
保健センター ☎0240-27-3040

- 建設課  
建設グループ ☎0240-27-4161  
除染対策グループ ☎0240-27-4162  
産業グループ ☎0240-27-4163  
復興建設グループ ☎0240-27-1251

- 教育委員会事務局  
教育グループ ☎0240-27-4166  
● 出納室 ☎0240-27-4164  
● 議会事務局 ☎0240-27-4165  
● 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

## 自動車事故被害者救済制度

### 重度後遺障がい者への介護料を支給します

#### 対象者

自動車事故により「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持ち、自賠責保険の後遺障がい等級が下記に該当する方

Ⅰ種（常時要介護）	1級1号または2号
Ⅱ種（随時要介護）	2級1号または2号

#### 支給額

特Ⅰ種（最重度）	68,440円～136,880円
Ⅰ種（常時要介護）	58,570円～108,000円
Ⅱ種（随時要介護）	29,290円～54,000円

### 交通遺児等育成資金を貸付けます

#### 対象者

自動車事故が原因で死亡または後遺障がいが残った方の子で、中学校卒業までの方

#### 貸付条件

市町村民税が非課税または均等割のみ課税など

#### 貸付金額

一時金	155,000円
毎月	20,000円

問 独立行政法人自動車事故対策機構  
☎0245-22-6626

## 出産祝金・入学祝金

### 子どもの出生時および小中学校へ入学する際に祝金を支給します

#### ■支給対象

##### 出産祝金

- ・当該出生児を広野町の住民基本台帳へ記載していること。
- ・両親のいずれかが子が出生した日から起算して6カ月前から継続して広野町の住民基本台帳に記載されていること。

##### 祝金の額

	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以降
出産祝金	50,000円	100,000円	300,000円	300,000円	500,000円
入学祝金（小学校）	—	—	—	100,000円	200,000円
入学祝金（中学校）	—	—	—	100,000円	300,000円

##### 入学祝金

- ・入学する子が第4子以降の子であること。
- ・両親のいずれかが子が学校へ入学する日から起算して6カ月前から継続して広野町の住民基本台帳に記載されていること。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

## 法人に係る税金の申告・納付について

### 平成27年3月31日までに申告・納付の手続きをお願いします

震災以降、これまで広野町に本店を置く法人に係る法人県税、法人事業税および地方法人特別税の申告・納付などの期限を延長していましたが、この度国税の期限延長措置の終了に合わせ、この延長措置を終了します。つきましては、平成27年3月31日までの間に申告・納付の手続きをお願いします。

問 福島県相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1126

納付書は、  
よりのダウンロード可能です。



## 国税専門官採用試験

### 仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています

#### ■受験資格

- ・昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
- ・平成5年4月2日以降生まれの者で大学を卒業した者および平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者、またはそれと同等の資格がある者

#### ■第1次試験日

平成26年6月8日（日）

#### ■申込方法ならびに申込受付期間

インターネット	平成26年4月1日（火）～ 平成26年4月14日（月）
---------	--------------------------------

問 仙台国税局人事第二課 試験研修係  
☎0222-63-1111

## 乳幼児・児童医療費助成制度

### 平成26年4月1日から県外の医療機関でも窓口負担がなくなります

#### ■対象者

広野町に住所がある0歳～18歳までの方

#### ■手続き方法

「乳幼児・児童医療費受給者資格証」をお持ちの方は、新しいものを3月中旬に郵送しますので手続きは不要です。

社会保険などに加入していて、町からの通知が届かなかった方は、お問い合わせください。

#### ■助成方法

##### 社会保険などにご加入の方

- ・新しい「乳幼児・児童医療費受給者資格証」を保険証とともに提示してください
- ・1カ月あたりの自己負担額が21,000円以上の場合には、窓口で支払ったあと町へ申請が必要です。

問 広野町保健センター ☎0240-27-3040

## 自己負担で民間賃貸住宅に入居していた方へ

### 平成26年3月31日で受付終了となります

東日本大震災の発生以降、被災者自らが避難のために民間賃貸住宅に入居し、自己負担をした家賃などの返還について、平成26年3月31日（月）で受付が終了となります。申請がお済みでない方は、早急に申請をお願いします。

なお、民間賃貸住宅から福島県内の借上げ住宅あるいは仮設住宅へ入居されたことが条件となります。また、東京電力へ家賃などの自己負担分を賠償請求された場合は申請ができませんので、ご注意ください。

問 福島県建築指導課分室2 ☎0245-22-6515